

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		自立支援医療（更生医療）の支給認定の変更認定
根 拠 法 令 及 び 条 項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第56条
所 管 部 課 係 名		総合福祉部障がい者福祉課調査認定係
審 査 基 準	関 係 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第41条、第45条
	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 （法令等により具体的に規定されているため）
	参 考 事 項	自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障 発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部長通知） 新座市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律施行細則
	設 定 等 年 月 日	令和8年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
期 標 準 処 理 間 理	標準処理期間 （未設定の場合 はその理由）	14日 ただし、身体障害者更生相談所の判定を要するものは判定 後、14日
	設 定 等 年 月 日	令和8年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）